

お詫びと訂正

8月8日に当ホームページ新着情報及びニュース&トピックスに掲載しました「平成29年度茨城県最低賃金の改正答申について ～25円引上げて796円に～」の記事中に下記のとおり誤りがありました。閲覧された皆様、関係者の皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫びし申し上げ、訂正いたします。

(誤) 答申を全会一致で行いました



(正) 答申を行いました

【問合せ先】

茨城労働局労働基準部賃金室

電話 029-224-6216